

寺 Pay 口座振替決済サービス契約約款

第 1 章 総則

第1条 (約款の適用)

1. 株式会社 366 (以下「甲」という)は、りそな口座振替決済サービス約款(以下、「本約款」という)の定めに基づき、りそな口座振替決済サービス(以下「本サービス」という)を提供する。
2. 本約款は、甲とりそな口座振替決済サービス契約(以下「本契約」という)を締結した契約者(以下「乙」という)に対して、本サービスに関わる甲と乙の間の一切の法律関係について適用されるものとする。
3. 乙は、本サービスを利用することにより、本約款に同意したものとみなされるため、本サービスの利用に先立ち本約款の内容を十分に確認しなければならない。

第2条 (定義)

本約款及び本契約において、以下の各用語の定義は次の通りとする。

用語	意味
りそな	株式会社りそな銀行及びりそな決済サービス株式会社
商品	物品、サービス及び寄付の総称
集金業務委託契約	甲りそな間の集金業務の委託にかかる契約
販売取引	乙を商品の売主又は提供者、会員を商品の買主又は受領者とし、その商品の代金決済を、所定の日に乙の指定する金額を会員指定金融機関の預金口座より引き落とす売買契約等の契約
会員	乙との間で販売取引をする者
売上債権	乙が販売取引により会員に対し取得する金銭債権
寺 Pay 口座振替決済サービス	第 5 条第 2 項第 1 号から 4 号の業務及びこれらに付随する業務を処理するコンピューターオンラインシステム

第3条 (本約款の変更手続き)

1. 甲は乙の承諾を得ることなく、任意に本約款の全部又は一部を変更できるものとする。当該変更後は、甲による別段の定めがない限り、乙は変更された最新の本約款に基づいて本サービスを利用するものとする。
2. 本約款を変更する場合には、甲は事前に乙に対して通知する。
3. 前項に基づく通知後、乙が本サービスを利用した場合、乙は本約款の変更に同意したも

のとみなす。

第2章 本サービスの提供

第4条 (本サービスの申込)

1. 本サービス利用の申込は、甲所定の書類の提出により行うものとする。甲が本サービスの申込者(以下「申込者」という)から本サービスの申込を受けた場合、甲及びりそなは、審査を行うものとする。申込者は、各審査にあたり以下の書面の作成が必要な場合、これらの文書の作成、提出に協力するものとする。
 - (1) 甲の指定する様式による審査依頼書
 - (2) 前号の外、りそな及び甲による審査のために甲が要求する資料
 - (3) 甲は、前項による審査結果を申込者に通知するものとし、申込者は、以下の各号の内容を承認し、審査結果に異議を述べないものとする。
 - (4) 甲が、前項の申込に基づいて申込者を本サービスの利用者として適当と認める場合、その旨を申込者に通知すること。
 - (5) 甲が、申込者について本サービスの利用が不適当と認める場合、前項による申込を拒絶するものとし、その旨を申込者に対して通知すること。この場合、甲は、申込者に対し、申込者を不適当と認めた理由を開示しないこと。

第5条 (本サービスの内容)

1. 本サービスにおいて乙は甲に対し、以下の業務の処理を委託し、甲は、乙が本約款を遵守することを条件としてこれを受託し、委託業務を処理する。
 - (1) 売上債権の集金業務
 - (2) 集金業務に必要な振替依頼情報のりそなへの提供
 - (3) 預金口座振替にかかる金員の受領
 - (4) その他、甲・乙協議により別途合意した業務甲は、前項1号に定める集金業務をりそなへ委託する。
2. 乙は、甲に委託した集金業務を、甲がりそなへ再委託することを予め承諾する。

第6条 (本サービスの開始日)

本サービス開始日は甲が乙に対してシステム設定情報を通知をした日とする。

第7条 (会員からの購入申込の受付)

会員又は乙が寺 Pay 口座振替決済システムに対して送信又は書面にて提出した、氏名、口座番号その他販売取引の代金決済に必要な情報の全てが寺 Pay 口座振替決済システムに到達した時に、甲は、会員からの購入申込を受け付けたものとする。

第3章 契約

第8条 (契約の申込、成立等)

1. 第4条に基づく審査に合格した申込者は、本サービス内容を確認し、甲所定の書類(以下「契約申込書類」という)への記入・捺印・提出により本契約の申込みを行うものとする。本契約は、甲が契約申込書類を受領し申込者に対し承諾の通知をすることにより、成立するものとする。
2. 既に申込済みの本契約内容(本条において、別途当社が定める本サービスのコースやオプションを指す)を変更する場合、その都度、乙は契約申込書類を提出するものとする。この場合においても、前項と同様に、本契約内容の変更の効力は、甲が契約申込書類を受領し乙に対し承諾の通知をすることにより生じるものとする。
3. 乙が何らかの理由により本契約の当事者たる地位を第三者に変更したい場合、本契約の当事者たる地位は、当該第三者から寺 Pay 口座振替決済システムを通して変更内容を申請し、甲が承認することにより変更がなされるものとする。

第9条 (承諾の拒絶)

1. 甲は、次に掲げる事由に該当する場合には、本契約申込に対する承諾を拒絶することができる。
 - (1) 乙が当該申込に係る本契約上の債務の支払いを怠るおそれがあることが明らかであるとき。
 - (2) 契約申込書類に虚偽の内容を記載したとき。
 - (3) 他の乙の支払債務を現に怠り、若しくは怠るおそれがあると甲が判断したとき。
 - (4) その他、甲が本契約申込を承諾することが不適切と判断したとき。
2. 前項の規定により承諾を拒絶したときは、甲は乙に対しその旨を書面又は電子メールにて通知する。

第10条 (契約期間)

1. 本契約の契約期間は、第8条1項に定める契約成立日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲又は乙の一方から書面による解約の意思表示がない限り、本契約は1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
2. 前項の定めにかかわらず、集金業務委託契約が終了した場合、本契約も終了するものとする
3. 理由の如何を問わず、本契約が終了したときは、乙は速やかに、本契約の存在を前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止し、会員に対して本契約に基づく口座振替決済を中止した旨を告知しなければならない。

第11条（届出事項の変更）

1. 乙は、甲に対して届けている商号、代表者、所在地、連絡先、指定預金口座等その他本契約締結の際に甲に届け出た事項に変更が生じた場合、甲所定の方法により遅滞なく甲に届け出るものとする。
2. 乙は、前項の届出がないために甲からの通知又はその他送付書類、第 22 条[売上債権の支払い]に規定する支払金が延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべきときに甲に到着したものとみなされても異議ないものとする。

第 4 章 支払等

第12条（乙の支払い義務）

1. 乙は、毎月、甲に対して甲指定の期日までに、本サービスの利用対価として、甲が定める利用料金等(以下「本サービス利用料金」という)を支払うものとする。なお、甲は、第 3 条 1 項に基づき、必要に応じて本サービス利用料金を変更することがある。
2. 乙と会員との間の取引の取消・解除・解約、売上債権の買戻し、甲又はりそなによる第 22 条[売上債権の支払い]第 2 項に規定する対応、その他事由の如何を問わず、一度発生した本サービス利用料金支払債務は消滅せず、また、甲が既に乙から受領した本サービスの利用料金は乙に返還しないものとする。

第13条（料金等の請求・支払方法）

1. 甲は乙に対し、毎月、契約申込書類に従って計算した額の本サービス利用料金を第 22 条に定める方法により支払うものとする。
2. 乙は、本サービス利用料金その他の本契約に基づく債務について、甲が指定する期日までに甲が別途指定する方法により支払うものとする。また、支払いに要する手数料は乙の負担とする。

第14条（遅延損害金）

乙は、本サービス利用料金その他本契約上の債務の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から支払済みに至るまで年率 14.6%の遅延損害金を甲に支払うものとする。

第15条（消費税）

乙が甲に対し本契約に関する債務を支払う場合において、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及びこれらの法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税・地方消費税が賦課されるものとされているときは、乙は、甲に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税・地方消費税相当額を併せて支払うものとする。なお、消費税法その他関連法令の改正により税率が変更された場合、当該改正法令の定

めに従い計算するものとする。

第5章 権利義務等

第16条 (乙のサイト)

1. 乙は、自己の費用をもって、自己の管理下にあるコンピューターを用いて、会員に対する販売取引の対象とする商品を宣伝広告するためのインターネット上のサイト(以下「乙のサイト」という)を構築し、会員との間の販売取引を行うために必要な情報の送受信を行えるようにするものとする。
2. 乙は、前項により乙のサイトを構築するにあたり、乙のサイトを甲の管理下にあるコンピューターに構築された寺 Pay 口座振替決済システムにインターネットを通じて接続できるようにすることにより、会員が乙のサイトを通じて寺 Pay 口座振替決済システムに対して氏名、口座情報その他販売取引の代金決済に必要な情報を送信できるようにするものとする。この場合、乙は、甲の指定するインターフェース条件、プロトコルその他の通信条件に従うものとする。
3. 乙は甲に対し、乙のサイトを寺 Pay 口座振替決済システムに接続するために必要な協力をするものとする。

第17条 (商号等の使用)

1. 乙は、甲の商号・ロゴ及びその他の登録商標・ロゴの使用については、甲の審査を通過した媒体のみで使用するものとする。
2. 乙は、本契約による本サービスを利用している旨を会員に通知・表示を行うこととする。
3. 乙は、本契約及び本サービスに関連する印刷物、電磁的書類、画面イメージを利用する場合は、甲の事前の承認を得る必要があるものとする。

第18条 (商品の発送)

1. 乙は商品の発送を伴う場合、商品発送簿を整備し、各申込書等に発送済である旨を注記すると共に、運送機関の荷受伝票その他運送の受託を証明する文書を受領してこれを整然と保管しなければならない。
2. 前項の商品発送簿並びに運送受託の証明文書は5年間保管しなければならない。

第19条 (商品の不具合等)

1. 乙は甲に対し、寺 Pay 口座振替決済システムを用いてなされた乙と会員との販売取引及びその対象商品に関して受け付けた商品の相違、不具合、数量相違、引渡遅延、交換、これらに起因する代金減額、代金返還又は損害賠償等の問い合わせ、苦情、請求等の内

容を速やかに通知するものとする。

2. 乙は、自己の責任と費用により、前項の問い合わせ、苦情等に対応し、甲及びりそなに対し、一切の負担をかけないものとし、甲又はりそなの指示に従い、必要な協力をするものとする。
3. 甲が、寺 Pay 口座振替決済システムを用いてなされた乙と会員との販売取引及びその対象商品に関して、商品の相違、不具合、数量相違、引渡遅延、交換これらに起因する代金減額、代金返還又は損害賠償等の対応を自ら行った場合、乙は、直ちに、当該対応をした甲に対し、その対応をするために直接又は間接に要した費用ないし損害の全てを補償するものとする。

第20条（購入申込の取消）

1. 甲及び乙は、各自のサイトに、商品の性質上、返品又は交換を受け付けるのが適当でない場合を除き、会員が乙との間の販売取引に基づいて乙から商品の引渡を受けた後2週間以内の期間においては、会員は乙に対し当該商品の返品又は交換を請求することができる旨及びその請求方法を表示するものとする。
2. 甲がりそなへ売上データ送信後、乙の請求による当該データの金額修正や、当該データの一部または全部の取消はできないものとし、当該データ送信後に購入申込の取消等が発生した場合には、乙は甲またはりそなを介さず、乙と会員間で返金対応等を行うものとする。

第21条（本契約上の義務履行）

1. 甲は、乙が本契約に基づいて会員に対して行った販売取引により取得した売上債権につき、りそなに対しその集金業務を委託するものとする。乙はこの債権を甲の承諾なしに第三者に譲渡してはならない。
2. 前項のりそなに対する集金業務の委託にあたり、乙は、甲が予め指定した締め日に従って、売上債権にかかる売上データ及びその集計票(集計データによるものを含む。以下同じ)を甲に送付し、甲は、りそなに対し、りそなが予め指定した受領期限までに当該売上データ及びその集計票を毎月送付するものとする。
3. 前項の締め日を過ぎて売上債権が回収できなかった場合は、その危険は乙が負担するものとする。
4. 乙が、商品発送日から2ヶ月を経過して、甲に対し当該売上債権にかかる売上データ及びその集計票を送付した場合、甲は、無条件で、りそなに対し当該売上債権の集金業務の委託を拒絶することができる。
5. 甲は、第7条[会員からの購入申込の受付]の購入申込の内容及び申込を受け付けたことに関する情報を、申込日から7年間電子データの形式により保管するものとし、保管期間中に乙から請求があった場合には、甲の指定する料金を乙から徴収した後に、甲

は乙に対し、保管中のデータを請求された形式により速やかに提供するものとする。

第22条（売上債権の支払い）

1. 甲は、乙に対し、該当の引落日の売上債権に係る代金(以下「取引代金」という)を集計した額から所定の本サービス利用料金を控除した後の残額を、別途甲の定める支払いサイクルに従い支払う。振込手数料は乙の負担とする。残額が 1,000 円に満たない場合、甲は乙に対する支払いを次月に繰り越すこととする。別途支払日等について契約内容の変更又は覚書がある場合、その定めに従う。
2. 甲は、乙の会員との販売取引の売上データについて、その内容若しくは正当性に疑義があると甲が認めた場合、その疑義が解消されるまで当該売上データにかかる取引代金の支払いを保留することができる。
3. 会員が乙との紛議を理由として甲に対する当該代金債権を含む取引代金の支払いを拒否し若しくは遅延した場合、甲は紛議が解決するまで当該取引代金の支払いを保留することができる。
4. 甲は、その他甲が乙に対して何らかの疑義(本約款違反を含むが、これに限られない)があると甲が認めた場合、事前に乙に通知することにより無条件で当該取引代金の全額若しくは一部の支払いを保留することができる。甲は、りそなから取引代金を受領しない限り、乙に対し、当該取引代金を支払う義務を負わず、その支払いを行わないものとする。
5. 乙が、甲に対して支払いを怠っている債務(本契約に基づく債務に限られない)がある場合、甲は、いつでも、取引代金(本条に基づき乙への支払いが保留されているものに限られない)の支払債務と対当額をもって相殺することができるものとする。
6. 本条その他本約款に定める甲による保留金には利息を付さない。

第23条（取引代金の返還）

1. 甲は、本契約に基づき乙が取引代金を受領した売上債権について、次の事情が判明したときは、無条件で乙に対する当該取引代金の支払義務を免れ、あるいは乙に対して当該取引代金の返還の請求を行うことができる。
 - (1) 本契約の規定に反する手続きにより作成された売上データによる債権と認められた場合
 - (2) 売上データの内容に誤りがあることが判明した場合
 - (3) 売上データが正当なものでない場合
 - (4) 甲が売上データの内容・正当性その他の事項について疑義をもって調査を開始、調査への協力を求めたにもかかわらず、乙が調査に協力しなかった場合
 - (5) 会員より自己の利用によるものではない旨の申出があった場合
 - (6) 乙と会員との間で代金債権の発生原因となった取引に関する紛議が発生し、速や

かに解決ができなかった場合

(7) りそなが指定する売上データ送信期限の日において、その発生からりそなが別途指定した日数以上が既に経過した売上債権であった場合

(8) 乙に第 32 条[利用の停止]の事由が発生した場合

2. 前項により甲から乙に対して取引代金の返還の請求が行われた場合において、当該取引代金が支払い済みのときは、乙は直ちにこれを甲に返還するものとする。
3. 乙が甲に届け出た営業所を閉鎖する等、乙の通知、意思表示を受領すべき場所が不明となったときは、甲は、直ちに本条の手続を取ることができる。

第24条（調査）

甲は、甲が乙に対して何らかの疑義があると甲が認めた場合、乙に対し、乙の事業に関する契約書その他取引書類、会計帳簿、決算書類等の提出を求めるとともに、乙に対し事情聴取することができるものとし、乙はこれに協力する。

第25条（会員対応等）

乙は、会員との間で商品等のキャンセル、クーリングオフ、受取り拒否その他の紛争が生じた場合には、全てその責任と負担において解決するものとする。

第26条（乙の禁止事項及び遵守義務）

1. 乙は、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはならない。
 - (1) 法令に違反する又はおそれのある行為
 - (2) 公序良俗に反する行為
 - (3) 第三者若しくは甲に不利益を与える行為
2. 乙は、本サービスの利用にあたり、各条に定めるほか、別途甲の定める事項を遵守しなければならないものとする。

第27条（競業禁止）

乙は、本契約の有効期間中及び本契約終了後 5 年間、甲の事業と同種又は類似の事業を自ら行い、又は第三者に行わせてはならない。

第28条（乙による契約解除）

1. 乙は、甲に対し、甲所定の解約申込書を提出することにより、本契約を解除することができる。この場合において、当該解除の効力は、当該申込書を甲が受領した月の末日に生じるものとする。
2. 前項の解除の効力が本契約締結後 1 年の期間内に生ずるものであり、解除の効力が生ずる月の翌月以降に残存期間が生じる場合、乙は当該残存期間分の本サービス利用料

金全額を甲に支払わなければならない。

第29条（甲による契約解除と乙の期限の利益喪失）

1. 甲は、第32条[利用の停止]の規定により本サービスの提供を停止された乙が、なおその違反状態を是正しない場合は、何等の催告なく、直ちに本契約を解除することができるものとする。
2. 甲は乙について次の各号に掲げる事由が生じたときは、前項の規定にかかわらず、何等の催告なく、本サービスを停止するとともに、直ちに本契約を解除することができるものとし、かつ、その場合甲又はりそなに生じた損害を乙が賠償するものとする。
 - (1) 第32条[利用の停止]第1項各号の規定のいずれかに該当し、その事実が甲の業務に著しい支障を及ぼすと認められるとき
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分等の強制執行の申し立て若しくは抵当権等の担保権の実行を受け又は滞納処分を受けたとき
 - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算の申し立てがなされたとき
 - (4) 監督官庁から行政処分を受け、また営業を停止したとき
 - (5) その振出、引受、保証にかかる手形若しくは小切手が不渡りとなり、又は支払停止状態に至ったとき
 - (6) 解散したとき
 - (7) 乙の信用、支払能力に重大な変更が生じたとき
 - (8) 第20条[購入申込の取消]の買戻しに応じなかったとき、第37条[機密保持]の規定に違反したとき
 - (9) その他本契約に違反したとき
 - (10) りそなが乙の本サービス利用を不相当と認めたとき
 - (11) 乙が甲に提出した書面の届出事項に虚偽の申請があったとき
 - (12) 特定商取引に関する法律、消費者契約法、犯罪による収益の移転防止に関する法律等の関連諸法令を遵守せず、販売取引を行ったとき
 - (13) 以下に定める内容の販売取引を行ったとき
 - ア 公序良俗違反の取特定商取引に関する法律に違反する取引
 - イ 消費者契約法第4条の規定に基づき取消しが可能である取引
 - ウ 甲が会員の利益の保護に欠けると判断する取引
 - エ 会員が遵守すべき規約に違反して行おうとする取引
 - オ その他甲が不相当と判断する取引
 - (14) 会員から販売取引又は商品等に関し、苦情、相談を受けた場合、効能又は効果に関する疑義、不良品、品違い、量目不足、商品等の未着、誤請求等の事故が発生した場合、乙と会員との間において紛議が生じた場合に、乙の費用と責任をもつ

て対処し、解決にあたらなかったとき

(15) 前号の場合に、甲が行う調査に迅速かつ適切に協力しなかったとき

(16) その他甲が本契約を維持しがたいと認める事由が生じたとき

3. 乙に前二項の事由が生じたときは、乙は甲に対して負担する全ての債務つき期限の利益を失い、直ちに金額の確定している債務の全額を甲の指定した方法で支払うこととする。なお、乙が期限の利益を喪失した場合で、金額の確定していない債務を乙が負担している場合は、甲が相当と認める金額を別途保証金(無利息)として預けるものとする。また、この保証金は乙が甲に負担する全ての債務に充当できるものとする。
4. 乙が第 2 項各号のいずれかに該当した場合、又は該当する疑いがあると甲が認めた場合、甲は取引代金の全部又は一部の支払いを保留することができるものとする。なお、この場合には、甲は遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。また、甲は、本契約終了後も、保留事由が完全に解消されたと甲が判断するまでの間、引き続き取引代金の全部又は一部の支払いを保留することができるものとする。

第30条 (本契約の履行拒絶)

1. 甲は、本契約を解除することなく、本契約に基づく乙に対する義務の全部又は一部の履行を拒否することができる。
2. 乙は、前項による甲の義務履行拒絶によって被った損害の賠償を甲に対して請求することができないものとする。

第 6 章 サービス提供の停止・中止等

第31条 (甲による利用の一時休止)

1. 甲は、次に挙げる事由があるときは、本サービスの提供を一時休止することができる。なお、これにより乙に損害が生じたとしても、甲はその責任を負わない。
 - (1) 甲の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
 - (2) 甲が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
 - (3) 甲が本サービスの障害発見時に、乙の運営管理者と連絡が取れないとき
 - (4) りそなその他第三者の事情により本サービスの提供に支障が生じたとき
 - (5) その他やむを得ない事由があるとき
2. 甲は本サービスの提供を一時休止するときは、乙に対し、前項第 1 号により一時休止する場合にあっては、その 7 日前までに事前に、その旨並びに理由及び期間を通知する。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではない。
3. 本条第 1 項第 3 号の定めにより本サービスの提供を一時休止した場合は、残精算処理を保留とする。甲は乙との連絡が取れ次第、本サービスの再開と共に、残精算処理も行うものとする。

第32条（利用の停止）

1. 甲は、乙が次の各号に該当するときは、乙による本サービスの利用を停止することができる。なお、これにより乙に損害が生じたとしても、甲はその責任を負わない。
 - (1) 本サービス利用料金等本契約上の債務の支払いを怠ったとき
 - (2) 本約款に違反したとき
 - (3) 乙が指定した金融機関等を使用することができなくなったとき
2. 甲は、前項の規定により、本サービスの利用を停止するときは、乙に対し、予めその理由及び期間を通知するものとする。利用停止期間を延長する場合も同様とする。

第33条（利用の制限）

甲は、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置を採ることができる。なお、これにより乙に損害が生じたとしても、甲はその責任を負わない。

第34条（本サービスの廃止）

1. 甲は、甲の都合により本サービスを廃止することができるものとする。
2. 甲は前項の規定により、本サービスを廃止する場合は乙に対して、2ヶ月前までにその旨を通知する。
3. 甲が第1項の規定により、本サービス廃止を申し出た場合、廃止日は前項に定める通知に記載の日とする。なお、乙は廃止日までに発生する諸費用は支払うものとする。
4. 第1項の規定により本サービスが廃止されたときは、当該廃止日に本契約が終了したものとする。

第7章損害賠償等

第35条（損害賠償）

1. 甲の責めに帰すべき事由により、甲が本サービスを提供できなかった結果、乙が本サービスを全く使用できない状態になった場合、甲が当該状態が生じたことを知ったときから連続して48時間以上の時間当該状態が継続したときは、甲は乙に対し、その請求に基づき損害の賠償に応ずる。ただし、乙が当該請求をし得ることとなった日から1ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、乙はその権利を失うものとする。
2. 前項の場合において、甲が賠償する額は本サービスが停止していた期間に相当する本サービス利用料金のうち月額固定費用(以下、月次費用)という。)を上限とする。
3. 電気通信回線の通信不能、地震等の自然災害、りそな等の第三者の事情によるサービス提供不可その他不可抗力による本契約の不履行は、甲の責めに帰すべき事由によるも

のとはみなさないものとする。

4. 甲は、寺 Pay 口座振替決済システムの保守点検を目的として、1 回あたり継続して 5 分から 6 時間程度の間、寺 Pay 口座振替決済システムと乙のサイトとの間のデータ通信を停止することができるものとし、これによる本サービスの処理の停止については、甲は名目の如何にかかわらず何らの責任を負わないものとする。ただし、甲は、当該停止の時期を予め乙に対して通知するものとする。
5. 本条に定めるほか、甲は、本サービスの履行にあたり、甲の責めに帰すべき事由により乙に損害を与えた場合、本契約の解除の有無にかかわらず、当該損害を現実に発生した通常かつ直接の損害の範囲で賠償するものとする。ただし、損害賠償の額は、甲の故意又は重過失による場合を除き、月次費用を上限とする。

第36条（免責）

1. 甲は、本契約のサービスに関して、会員から取引代金等を現実に回収することを約束し、又は会員による取引代金等の支払いを保証するものではない。
2. 乙は、乙と会員との間の販売取引に関連する一切の紛争については、その発生を直ちに甲に通知すると共に、乙の責任と費用負担において速やかに対処して解決するものとし、当該紛争によって甲が損害を受けた場合には、当該紛争が甲の責めに帰すべき事由に基づく本契約の不履行に起因する場合を除き、乙がその損害の一切を補償するものとする。かかる紛争には、1) 契約の成否、成りすまし等の契約の効果帰属の否認、2) 錯誤、詐欺、消費者契約法違反等による契約の全部若しくは一部の無効若しくは取消、3) 商品の引渡、提供若しくは移転の遅延若しくは未了、4) 商品の品違い、数量相違、不具合若しくは交換、5) 代金等の不払い若しくは返還、6) 契約の中途解約若しくは解除(商品の返品を含む)、7) 損害賠償、8) 商品の保守に関する紛争が含まれるが、これらに限られないものとする。
3. 前項に定める紛争の外、第三者から甲に対して、本契約に関して、裁判上又は裁判外の何らかの請求、苦情等がなされたことによって、甲に何らかの損失、損害等が生じた場合、当該請求、苦情等が甲の責めに帰すべき事由に基づく本契約の不履行に起因する場合を除き、乙は、当該損害、損失等を全て補償し、甲にいかなる負担も生じさせないものとする。
4. 甲は、第 29 条[甲による契約解除と乙の期限の利益喪失]第 1 項若しくは同第 2 項に基づく甲の契約解除に起因する本サービスの不提供、第 31 条[甲による利用の一時休止]、第 32 条[利用の停止]に基づく利用の停止に関して、乙に対し、何らの責任も負担しない。

第8章情報等

第37条（機密保持）

1. 乙は、本契約を通して知り得た甲又は会員の機密に属すべき情報の一切を第三者に漏洩してはならず、また本契約の履行以外の目的に使用してはならないものとする。
2. 乙は、前項の情報が第三者に漏洩することがないように、情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとする。
3. 甲は、本サービスを遂行する過程において会員から独自に取得した会員の個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定める意味を有する)に関して、個人情報の保護に関する法律その他の法令に従い、自らの判断で当該個人情報を乙に提供することができるものとする。
4. 乙は、本条第1項記載の情報につき漏洩等が発生した場合には、直ちに甲に連絡するものとする。
5. 甲は、乙に本条第1項記載の漏洩等が発生したと判断される合理的理由がある場合には、乙に対して、漏洩等の事実の有無、状況に関する報告を求める等必要な調査を行うことができ、乙はこれに誠意をもって協力するものとする。
6. 乙は、本条第4項の場合、漏洩等が発生した原因を詳細に調査し、有効かつ十分な再発防止策をとるものとする。
7. 乙は、前項記載の調査結果判明後直ちに再発防止策を策定、実施するものとする。なお、乙は、再発防止策の策定後及び実施後直ちに甲に書面でその内容を通知するものとする。
8. 乙の責に帰すべき事由により、甲に漏洩等又は目的外利用による損害が発生した場合には、甲は乙に対しその損害の賠償を請求することができるものとする。
9. 第1項の義務は、本契約終了後も効力を有するものとする。

第38条（ID及びパスワードの管理等）

1. 本契約締結後、甲は乙に対し、乙専用のID及びパスワードを発行することがある。
2. 乙は、甲から発行されたID及びパスワードについて、第三者に知られないよう管理し、定期的にパスワードの変更を行う等、パスワードの盗用を防止する措置を乙の責任において行わなければならない。
3. 甲は電磁的手段によって情報を受信する場合、いずれも乙が登録したものである場合には、乙からの送信として取り扱うこととし、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害等については一切責任を負わないものとする。

第39条（乙情報の収集・登録及び利用の同意）

1. 乙は、甲が、乙の審査及び管理のため、乙から契約申込書類等により提供される乙の住

所等の情報(以下「乙情報」という)を取得・利用すること及びりそなに提供することにつき同意するものとする。

2. 乙は、本契約に基づき生じた乙に関する客観的事実が、りそなを通じてりそなの加盟する信用情報機関(個人の支払い能力に関する情報及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいう。以下同じ)に登録されること、及び信用情報機関に登録された情報が、乙に関する加盟審査及び本契約締結後の乙の管理のため、りそな及び信用情報機関の会員によって利用されることに同意する。
3. 乙は、本契約に必要な事項の提供、及び甲における乙情報の取扱いについて同意できない場合は、甲が本契約の締結及び加盟審査ができないことがあることや本契約が解除されることがあることにつき同意するものとする。

第9章 一般条項

第40条 (譲渡禁止)

1. 乙は本契約における当事者たる地位、本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利、及び本契約に基づき甲に対して有する債権を、甲が承認した場合を除き、第三者に譲渡することはできない。

第41条 (反社会的勢力との取引拒絶)

1. 乙は、自己が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないこと

を確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて乙もしくは丙の信用を毀損し、または乙もしくは丙の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 甲は乙が前 2 項のいずれかに違反していると認められる場合、何らの催告をすることなく即時に本契約を解除することができる。本項に基づく解除を行った場合、当該解除を行った当事者は、これにより生じた損害を相手方に対して請求することができるものとし、相手方に対して一切の損害賠償義務を負担しない。
4. 甲により前項による解除が行われた場合において、本契約期間中に甲により履行中のものがあるときは、甲の判断により、履行を行いまたは履行を中止することができるものとする。

第42条（通知）

1. 甲から乙への通知は、原則として、乙が契約申込の際に提示したメールアドレス宛での電子メール、又は甲所定のオンライン通知にて行うこととする。
2. 乙への通知を電子メールにて行った場合、乙の提示したメールアドレスを保有するサーバに到着したことをもってその通知が到達したものとみなす。
3. 乙への通知をオンライン通知にて行った場合、甲が当該通知を送信したことをもってその通知が到達したものとみなす。
4. 乙がインターネット上の管理ページで確認できる乙及び本契約に係る一切の情報は全て本条の通知とみなす。
5. 甲が前各項に定める通知以外の通知方法を用いる場合、その通知の効力は、当該通知が乙に到達するために合理的に必要な期間が経過した時点で発生するものとする。

第43条（協議事項）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、関係法令及び取引慣行に従う外、信義に従い誠意をもって協議することにより解決するよう努めるものとする。

第44条（分離可能条項）

本約款の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本契約の効力は影響を受けない。

第45条（不可抗力条項）

天災地変、戦争、暴動、内乱、テロ、輸送機関、通信回線の事故、その他当事者の責めに帰すことができない不可抗力による本契約の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能について、当事者は責任を負わない。

第46条（合意管轄裁判所）

本契約に関して生じた紛争については、その訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第47条（準拠法）

本契約に関する一切の事項に関しては、日本法を適用するものとする。

（付則）

1.本約款は2023年10月25日から適用する。

以上